

長崎市東公民館の図書室から 「団体貸出」のごあんない



「団体貸出」とは

- 地域の福祉や子ども読書活動の推進を図るために、次に掲げる団体を対象にして、東公民館の図書室にある本や紙しばい等の図書資料を貸し出すものです。

「貸出の対象となる団体」は

- 市内の子ども文庫、読書会、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所、PTA、ボランティア団体、高齢者施設等です。

貸出冊数、期間など（東公民館の場合）

- 貸出数は50点以内、貸出期間は1か月間以内です。
- 貸出曜日は、月・火・水・木・金曜日（祝日を除く）で午前9時から午後5時までです。
- 貸出の対象は、東公民館図書室の図書資料のみです。他館の資料や視聴覚資料は貸出できません。
- 予約、リクエストはできません。
- 東公民館で登録した「団体貸出券」が必要です。



「団体貸出」を利用するためには、東公民館での団体貸出利用登録手続きが必要です。

月・水・木・金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで
詳しくは、東公民館図書室へおたずねください。

長崎市東公民館（図書室）

長崎市矢上町19番1号（東部地区にここセンター2階）

電話095-838-3732